JOY-C/傷害保険

日新火災

積立普通傷害保険 · 積立家族傷害保険

日常生活のケガ等を補償する積立型の保険

'15年10月改定



あなたを守る安心の備え

JOY-2/傷害保険

日常生活のさまざまなケガを24時間補償!

ご家庭でのケガはもちろん、交通事故や仕事中、スポーツ 中など、さまざまなケガを国内・国外を問わず補償します。

※急激かつ偶然な外来の事故によるケガが補償の対象となります。





✓ 賠償責任や身の回り品の損害も補償!

- ●誤って他人にケガをさせてしまったり、他人の物を壊し てしまった場合の法律上の損害賠償責任も補償しま す。国内で起きた事故については、示談交渉サービス をご利用いただけます。
- ※賠償責任補償特約がセットされていないご契約タイプもござい
- ●外出中に盗難などの偶然な事故で、身の回り品(携行 品)に損害が生じた場合にも保険金をお支払いします。
- ※携行品損害補償特約がセットされていないご契約タイプもござい ます。



ろうれしい満期返れい金!

すべてのご契約タイプに満期時のお楽しみ「満期返れい金」が ついています。

被保険者*の範囲

※補償の対象となる方をいいます。以下同様とします。

		ご本人	配偶者	ご本人または配偶者と生計を共にする 同居の親族 (注1)・別居の未婚 (注2)のお子さま
積立普通傷害保険(ジョイエ傷害保険(注3))	個人型	0	×	×
積立家族傷害保険 (ジョイエ傷害保険ファミリープラン ^(注3))	夫婦型	0	0	×
	家族型	0	0	0
	本人·親族型	0	×	○(注4)
全型式共通 賠償責任(注5)		0	0	0

- (注1)親族とは6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます。
- (注2)未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。
- (注3)ジョイエ傷害保険、ジョイエ傷害保険ファミリープランはペットネームです。正式名称は積立普通傷害保険、積立家族傷害保険となります。
- (注4)本人・親族型は、ご本人と生計を共にする「同居の親族(注1)および別居の未婚(注2)のお子さま」が被保険者となります。
- (注5)賠償責任補償特約がセットされていないご契約タイプもございます。
 - 賠償責任補償特約がセットされているご契約タイプには自動的に「賠償事故の解決に関する特約」がセットされます。

保険金をお支払いする場合

なります。

被保険者が、ケガが原因で事故の日からその日を含め て180日以内に死亡された場合に、死亡・後遺障害保 険金額の全額をお支払いします。

後遺障害保険金

被保険者が、ケガが原因で事故の日からその日を含め て180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の 程度により死亡・後遺障害保険金額の4%~100%(注1) をお支払いします。

入院保険金 被保険者が、ケガが原因で事故の日からその日を含め て180日以内に入院された場合に、180日(注2)を限度 に、【入院保険金日額×入院日数】をお支払いします。た だし、事故の日からその日を含めて180日を経過した 後の期間に対してはお支払いできません。

ケガの治療のため、所定の手術を受けられた場合に、 次の計算式によって計算した金額を手術保険金として お支払いします。

①入院中に受けた手術の場合 手術保険金の額=入院保険金日額×10倍 ②①以外の手術の場合

手術保険金の額=入院保険金日額×5倍 ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180 日以内の手術1回に限ります。

被保険者が、ケガが原因で事故の日からその日を含め て180日以内に通院(往診を含みます。)された場合に、 90日(注2)を限度に、【通院保険金日額×通院日数】をお支 払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180 日を経過した後の期間に対してはお支払いできません。

●死亡保険金、後遺障害保険金は、合計し

(注1)保険始期日時点の被保険者ご本人の

年齢が満65歳以上のご契約タイプ

(団体扱・集団扱を除きます。)には、「後

遺障害等級限定(第3級以上)補償特

約1がセットされます。この場合には、後

遺障害等級の第1級~第3級(死亡・後

遺障害保険金額の78%~100%)まで の後遺障害が補償の対象となります。

年齢が満65歳以上のご契約タイプ

(団体扱・集団扱を除きます。)には、

「入院保険金支払限度日数変更特約」

および「通院保険金支払限度日数変

更特約」がセットされ、30日となりま

(注2)保険始期日時点の被保険者ご本人の

て、各保険年度ごとに保険金額が限度と

保険金をお支払いできない主な場合

- ●故意、重大な過失、自殺行為、闘争行 為、犯罪行為、無資格運転、酒気帯び 運転、戦争等による事故
- ●地震・噴火またはこれらによる津波を 原因とする事故
- ●脳疾患、疾病または心神喪失に起因す る事故
- ●ピッケル等の登山用具を使用する山岳 登はん、フリークライミング、ハンググ ライダー搭乗等危険な運動を行ってい る間の事故
- ●自動車、原動機付自転車、モーター ボート等による競技(競技場における 競技に準じる行為を含みます。)、競 争、興行または試運転をしている間の
- 頸部症候群(いわゆるむちうち症)また は腰痛などで医学的他覚所見のない
- ●細菌性食中毒およびウイルス性食中毒

など

賠償責任危険補償特約

国内・国外において、次の①、②の偶然な事故により他 人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして損害を与 え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、1回の事故 につき、賠償責任保険金額を限度に被害者に支払うべ き損害賠償金をお支払いします。

また、損害の発生または拡大を防止するために要した 費用、緊急措置費用、争訟費用、保険会社への協力費 用などもお支払いできる場合があります。

- ①ご本人の居住の用に供される住宅の所有、使用また は管理に起因する偶然な事故
- ②被保険者の日常生活に起因する偶然な事故
- ●事故によって被保険者の負担する損害賠 償責任が発生した場合、事故にかかわる損 害賠償請求権者(被害者)は、優先的に保 険金の支払を受けられる権利(先取特権) を取得します。保険金は、被保険者が賠償 金をお支払い済みである場合等を除き、原 則として被害者に直接お支払いします。
- ●故意による損害賠償責任
- ●地震・噴火またはこれらによる津波を 原因とする損害賠償責任
- ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●職務遂行に直接起因する損害賠償責
- 任(仕事上の損害賠償責任) ■同居の親族に対する損害賠償責任
- ●他人から借りたり預かったりした物に 関し生じた損害賠償責任
- 自動車、原動機付自転車、航空機、船 舶および銃器等の所有、使用または管 理に起因する損害賠償責任

など

- ●損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に弊社にご相談ください。弊 社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。
- ●日本国内で発生した事故において、補償の対象となる損害賠償責任が発生した際に行う折衝、示 談または調停もしくは訴訟、弁護士の選任などの手続について、弊社が協力または被保険者の同 意を得て代行いたします。ただし、以下の場合を除きます。
- ・1回の事故について、被保険者の負う損害賠償責任の額が、保険金額を明らかに超える場合
- ・損害賠償請求権者(被害者)が弊社と直接交渉することに同意いただけない場合
- ・弊社の求める協力を正当な理由なく被保険者が拒んだ場合
- ・被保険者に対する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- ・損害賠償請求権者(被害者)またはその代理人が日本国内にいない場合

携行品損害補償特約

盗難・破損・火災などの偶然な事故により携行品に損 害が生じた場合に、被害物の時価を基準に算出した損 害額から自己負担額(1回の事故につき3,000円)を差 し引いた額をお支払いします。また、損害の発生または 拡大を防止するための費用や権利の保全・行使のため の費用についてもお支払いできる場合があります。

- 損害額は、1個、1組または1対ごとに10万 円を限度とし、現金・乗車券などは5万円 が限度となります。
- ●各保険年度ごとに、携行品損害保険金額 がお支払いの限度となります。
- ●盗難の場合には、必ず警察署にお届けく ださい。
- 損害による価値の下落(格落ち損)につき ましては、お支払いできません。
- ●置き忘れ. 紛失
- ●自然消耗、性質による変質・変色、通常 有する性能や性質の欠如
- ●かき傷、すり傷など単なる外観の損傷
- ●故意、重大な過失、自殺行為、闘争行 為、犯罪行為、無資格運転、酒気帯び 運転、戦争等による損害
- ●地震・噴火またはこれらによる津波を 原因とする損害 など

※次のものは「携行品」の対象となりません。

船舶(ヨット・モーターボート・水上バイク・ボートおよびカヌーを含みます。)、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカート、ラジコン模型、 自転車、ハンググライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、移動電話・ポケットベル等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・ワープロ等の携帯 式電子事務機器およびこれらの付属品、義歯、コンタクトレンズ、眼鏡、動物、植物、預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含み ます。)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、稿本、設計書など

被保険者ご本人の年齢 満65歳未満の方

※払込方法が団体扱・集団扱の場合には年齢は問いません。

例えば

※職種級別A級となります。

〈保険期間3年〉

X3型 ご加入例 〈保険期間3年〉

最高で

①の場合

13.000⊞

6,500⊞

補償なし

1.ケガの場合に・

死亡保険金



事故の日からその日を含めて180日以内にケガが 原因で死亡された場合、後遺障害が生じた場合に お支払いします。

* 人 210万円 **626**万円 540万円 親 族 150万円

「「特定感染症危険補償特約」のお支払い対象(後遺障害保険金のみ)

〈保険期間3年〉

2.ケガの場合に

入院保険金



ケガが原因で入院された場合にお支払いします。

- ・入院1日目から補償
- ·入院保険金日額×入院日数
- 事故の日からその日を含め180日以内の入院 (180日が限度)

3.500円

3.400円 1.300円

「特定感染症危険補償特約」のお支払い対象

34,000⊞

17,000⊞

「特定感染症危険補償特約」のお支払い対象

各保険年度ごとに最高で

20万円

1回の事故につき最高で

5,000万円

3年後に

5万円

3.ケガの場合に 手術保険金

通院保険金



ケガの治療のため、事故の日からその日を含めて180 日以内に所定の手術をされた場合にお支払いします。

- ①入院中に受けた手術の場合
- 手術保険金の額=入院保険金日額×10倍 ②①以外の手術の場合
- 手術保険金の額=入院保険金日額×5倍

ケガが原因で通院された場合にお支払いします。

1,500⊞

補償なし

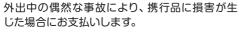
35.000⊞

17.500⊞

1日につき

1,400円 **700**円

5.身の回り品に損害が生じた場合にも



事故の日からその日を含め180日以内の通院



通院1日目から補償

(90日が限度)

通院保障金日額×通院日数

- 1個、1組または1対ごとに10万円(現金・乗車券 等は5万円)が限度
- (注)携行品損害補償特約がセットされていないご契約 タイプもございます。

「携行品」 被保険者が住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有 の身の回り品 (カメラ、通貨、衣類など) をいいます。

6.このような場合も

賠償責任保険金



払いします。また損害の発生または拡大を防止する ために要した必要・有益な費用等もお支払いできる ことがあります。

7.掛捨てではありません

満期返れい金

被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金をお支

(注)賠償責任補償特約がセットされていないご契約タ イプもございます。

保険金請求の有無に関わらず、満期返れい金をお 支払いします。

ただし、すべての被保険者につき、死亡保険金をお支 払いした場合や、後遺障害保険金額の全額をお支払 いした場合は、その時点でご契約が終了しますので 満期返れい金はお支払いできません。

月々のお支払い

3.000円

3年後に

5万円

月々のお支払い 3.000円

月々のお支払い 5,000円

3年後に

10개



ついて

*この保険では、急激かつ偶然な外来の事故によるケガが対象となり、病気は保険金支払の対象となりません。

*ご契約の際、死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額などの保険金額・保険金の支払条件等を制限させていただくことがあります。

*被保険者ご本人の年齢が保険始期日時点において満81歳以上となるご契約は、お引受けできないことがありますので、あらかじめご承知おきください。 詳細につきましては、弊社代理店または弊社にお問い合わせください。

*次のいずれかに該当する場合は、死亡・後遺障害保険金額(他の傷害保険・積立保険・共済契約等の保険金額を含みます。)が1,000万円を超えるご契 約のお申込みはできませんのでご注意ください。

- ・被保険者の年齢が保険始期日時点で満15歳未満の場合
- ・被保険者がご契約について同意 (署名) されていない場合

ご契約にあたっては、賠償責任補償特約、携行品損害補償特約の補償内容が同様の保険契約(ジョイエ傷害保険以外の保険契約にセットされる特約等 や弊社以外の保険契約を含みます。) が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、特約等の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われな い場合があります。

補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約等の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

皮保険者ご本人の年齢 満65歳以上の方

例えば

※職種級別A級となります。

1.ケガの場合に

事故の日からその日を含めて180日以内に ケガが原因で死亡された場合、<mark>重度の後遺</mark> 障害 (第1級~第3級) (注) が生じた場合にお 支払いします。

(注)両眼を失明した場合、直しゃくおよび言語 の機能を廃した状態、胸腹部臓器の機能 に著しい障害を残し、終身労務に服するこ とができない状態など

2.ケガの場合に

ケガが原因で入院された場合にお支払いし ます。

・入院1日目から補償

·入院保険金日額×入院日数 ・事故の日からその日を含め180日以内の入 院(30日が限度)

3.ケガの場合に 手術保険金

ケガの治療のため、事故の日からその日を 含めて180日以内に所定の手術をされた場 合にお支払いします。

①入院中に受けた手術の場合 手術保険金の額=入院保険金日額×10倍

②①以外の手術の場合 手術保険金の額=入院保険金円額×5倍

4.ケガの場合に

通院保険金

ケガが原因で通院された場合にお支払い します。

- ・通院1日目から補償
- ·通院保険金日額×通院日数
- ・事故の日からその日を含め180日以内の 通院(30日が限度)

5.身の回り品に損害が生じた場合にも

保険金

外出中の偶然な事故により、携行品に損 害が生じた場合にお支払いします。

- ·自己負担額:3,000円
- 1個、1組または1対ごとに10万円(現金・ 乗車券等は5万円) が限度
- (注)携行品損害補償特約がセットされていな いご契約タイプもございます。

「携行品」

被保険者が住宅(敷地を含みます。)外において携 行している被保険者所有の身の回りの品(カメラ、 通貨、衣類など)をいいます。

6.このような場合も

保険金

被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金 をお支払いします。また損害の発生または 拡大を防止するために要した必要・有益な 費用等もお支払いできることがあります。 (注)賠償責任補償特約がセットされていない

ご契約タイプもございます。 7.掛捨てではありません

保険金請求の有無に関わらず、満期返れ い金をお支払いします。

ただし、すべての被保険者につき、死亡保険金を お支払いした場合や、後遺障害保険金額の全額を お支払いした場合は、その時点でご契約が終了し ますので満期返れい金はお支払いできません。

> 月々のお支払い **2,500**円

【ご契約タイプによってセットされる特約

※団体扱·集団扱

を除きます。

〈保険期間3年〉

430万円

3,000円

①の場合

30.000円

15.000⊞

1日につき

1.500円

各保険年度ごとに

20万円

一回の事故につき最高で

5,000万円

3年後に

5万円

特定感染症危険 補償特約

※被保険者ご本人の 年齢が保険始期 日時点において満 65歳以上のご契 約タイプ(団体扱・ 集団扱を除きま す。) には、セットで きません。

後遺障害保険金、入院保険金、 通院保険金が対象となります。 被保険者が特定感染症(注)を発 病した場合に、各保険金をお支 払いします。

ただし、保険責任開始日からそ の日を含めて10日以内に特定 感染症を発病した場合には、お 支払いできません(特定感染症 危険補償特約をセットした継続 契約は除きます。)。

(注)「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の 患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114 号)』内で規定されている一類感染症、二類感染症およ び三類感染症であり、平成27年2月現在では、下記の 【対象となる特定感染症】となります。

【対象となる特定感染症】

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう(天然 痘)、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急 性灰白髄炎(ポリオ)、結核、ジフテリア、重症急性呼吸 器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに 限ります。)、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感 染症(O−157が含まれます。)、腸チフス、パラチフス、 中東呼吸器症候群(病原体がMERSコロナウイルスで あるものに限ります。)、鳥インフルエンザ(インフルエン ザAウイルスであって新型インフルエンザ等感染症の 病原体に変異するおそれが高いものの血清亜型として 政令で定めるものに限ります。)

顔面傷害による 入院保険金および 通院保険金2倍支 払特約

このマークが付いた 保険金が対象とな ります。

※女性向けタイプの みセットされます。

入院保険金および通院保険金 が対象となります。

被保険者が顔面等(顔面、頭部 または頸部)にケガをされ、顔面 等の部位の治療について切開・ 縫合・補てつなどの外科手術ま たは歯科手術を受けた場合に、 各保険金は2倍の額をお支払い します。

保険金のお支払い例

バイクで走行中、自転車を避けようとして急ブ レーキで転倒! 左足首を骨折した。

- ●入院20日間·通院10日間
- 入院中に手術を行った

AX1型の場合・

入院保険金 手術保険金 通院保険金

70.000円 合計120.000円 35.000円 お支払い! 15.000円



飼い犬を連れて公園を散歩中、犬が通行人に 飛びかかり、転ばせてしまった! 通行人は右手首を骨折した。

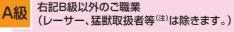
FX1型(賠償責任保険金額5,000万円)の場合…

賠償金 350 万円 お支払い!

1回の事故につき、賠償責任保 険金額(5,000万円)がお支払 いの限度となります。

※賠償責任補償特約がセットされたご契約タイプのみお 支払いの対象となります。

<職種級別>





農林業作業者、漁業作業者、採鉱・採石作業者、自動車運転者 (助手を含みます。)、木・竹・草・つる製品製造作業者、建設作業者

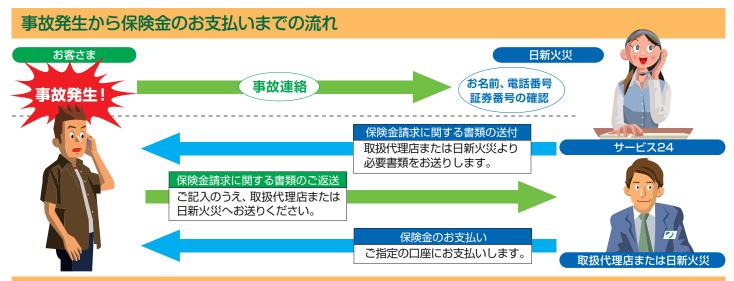
(注)当ご職業のお引受けにつきましては、弊社代理店または弊社までご照会ください。

もしも事故にあわれたら

_{サービス 24} フリーダイヤル **0120-25-7474** までお電話を

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。





注意事項

<ご契約時のご注意>

- ●保険契約申込書の記載内容に間違いがないかご確認ください。
- ●ご契約を締結いただく際には、職業または職務や他にご加入の傷害保険契約(積立保険を含みます。)・共済契約などの重要な事項について正しくお申出いただく義務(告知義務)があります。正しくお申出いただきませんと、保険契約を解除させていただくことや、保険金をお支払いできないことがあります。

<ご契約後のご注意>

- ●ご契約後に被保険者(ジョイエ傷害保険ファミリープランの場合には「ご本人」となります。)がその職業または職務を変更された場合には、遅滞なく取扱代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合には、お支払いする保険金が削減されることがありますのでご注意ください。
- ●職業または職務の変更をされた場合、追加保険料をお支払いいただくことがあります。必要な追加保険料のお払込みがない場合は、保険契約を解除させていただくことや、保険金が削減されることがありますのでご注意ください。
- ●下記の職業またはそれと同等以上の危険を有する職業に変更となる場合には、保険契約を解除させていただくことがあります(ジョイエ傷害保険の場合)。なお、ジョイエ傷害保険ファミリープランの場合は、下記の職業またはそれと同等以上の危険を有する職業に従事している間のケガについては、保険金をお支払いできません。詳細につきましては、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。

オートテスター (テストライダーをいいます。)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者 (動物 園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手 (レフリーを含みます。)、力士、その他身体・生命の危険度の高い職業

●被保険者がご契約者以外の方である場合において、被保険者になることを同意されていなかった場合等は、被保険者は、ご契約者または弊社に対し、この保険契約の解除(その被保険者に係わる部分に限ります。)を求めることができます。

<事故に関するご注意>

- ●事故にあわれた場合、取扱代理店または弊社にご連絡ください。事故の発生の日から**30日以内**にご通知のない場合には、保険金のお支払いが遅れたり、保険金が削減されることがあります。また、保険金請求の際は保険金請求書等の書類をご提出いただきます。
- ●保険金の種類により、被保険者に保険金を請求できない事情がある場合に、代理人の方(配偶者(法律上の配偶者に限ります。)、3親等以内の親族)が被保険者に代わって保険金を請求できる代理請求制度がありますので、本制度について代理人の対象となる方々へ是非お知らせください。詳細につきましては、取扱代理店または弊社にご照会ください。
- ※このパンフレットはごく簡単な説明を記載したものです。保険金の支払条件その他この保険の詳細につきましては、弊社代理店または弊社にご照会ください。
- ※この保険には、ご契約のお申込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。ご契約の際には、重要事項説明書に記載の クーリングオフ制度の説明をご確認ください。
- ※弊社は、お預かりしたお客さまの個人情報を、適切に取り扱うとともにその安全管理に努めております。重要事項説明書に記載の「お客さま情報の取扱いについて」をご確認ください。
- ※ご契約時およびご契約後に特にご注意いただきたい事項を重要事項説明書に記載しておりますので、ご確認ください。
- ※保険料をお支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行しますのでお確かめください(団体扱・集団扱を除きます。)。ご契約後1か月を経過しても保険 証券が届かない場合は、お手数ですが弊社営業店にご照会ください。
- ※法人が積立型保険のご契約者となる場合は、自己資金でのご契約に限らせていただきます。

弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・ご契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、弊社代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

日新火災海上保険株式会社

本店/〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3 TEL03(3292)8000(大代表) お客さま相談窓口 フリーダイヤル 0120-17-2424 [9:00~17:00(土日祝除く)] ホームページアドレス http://www.nisshinfire.co.jp/

万一事故にあわれたら

サービス24 フリーダイヤル 0120-25-7474 24時間・365日 フリーダイヤル ※携帯電話 PHSからもご利用いただけます。

代理店·営業担当

●安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。